

令和 8 年度第 1 回松江市教育委員会会議

日時：令和 8 年 4 月 28 日（火）10：00～

場所：松江市役所 第 1 常任委員会室

出席委員：青木教育長、塩川委員、原田委員、大谷委員、金津委員

1 開会宣言（青木教育長）

○青木教育長

はじめに、お時間をいただき、今年度新しく着任した新任管理職等について、お手元の名簿順に自己紹介をさせていただきたいと思う。

それでは、玉木副教育長から願います。

○玉木副教育長

この 4 月 1 日付の人事異動により、これで 3 回目の教育委員会となる。副教育長を拝命した玉木である。どうぞよろしくお願いする。

○福島学校教育課長

4 月 1 日付で学校教育課長を拝命した福島である。どうぞよろしくお願いする。

○玉木生徒指導推進室長

4 月 1 日付で生徒指導推進室の室長を拝命した玉木である。どうぞよろしくお願いする。

○森山発達・教育相談支援センター所長

4 月 1 日付で発達・教育相談支援センターの所長を拝命した森山である。よろしくお願いする。

○今田中央図書館事務局長

4 月 1 日付で中央図書館事務局の事務局長を拝命した今田である。よろしくお願いする。

○門脇皆美が丘女子高校事務長

4月より皆美が丘女子高校事務長を拝命した門脇である。よろしくお願いします。

○金森こども政策課保育指導官

こども政策課保育指導官を拝命した金森典子である。よろしくお願いします。

○高宮人権男女共同参画課長

4月に人権男女共同参画課長を拝見した高宮である。よろしくお願いします。

○永瀬総務係長

4月1日付で教育総務課総務係長を拝命した永瀬である。事務局として一生懸命頑張っていく。よろしくお願いします。

○青木教育長

以上が新しいメンバーである。今年度、この新体制で教育行政を進めていくため、どうぞよろしくお願いします。

本日の会議では、リモート会議の運用を試行させていただく。このことについて、事務局より説明をお願いします。

○加納教育総務課長

本日は、リモート会議を施行させていただく。このリモート会議は、自然災害やその他、止むを得ない事由が発生した場合に円滑に情報共有ができるよう運用を検討しているものとなっている。

本日は、委員のうちお一人がリモートで会議に参加されている想定で、接続方法や音声の聞き取り具合などを確認させていただきたいと思っている。

前のモニターを御覧いただくと、モニターの上のところにカメラが取り付けられている。こちらで会議室の状況はリモート参加者の方に共有されるようになっている。

早速だが、みなさんに体感いただくために通信テストを行いたいと思う。画面の向こうに教育委員会の職員がいる。

挙手ボタンを押すと、このように音声で通知される。

また、マイクをミュート解除して発言をすることができる。発言していないときは、周囲の雑音を防ぐためにマイクをミュートにすることもできる。

以上で通信テストを終了する。委員のみなさん、いかがだったか。本日は、会議が終了するまではリモートでつないだ形でさせていただきたいと思うため、御了承をお願いする。

以上である。

○青木教育長

それでは、ただいまより令和８年度第１回教育委員会会議を開催する。

審議に先立ち、議第１号、松江市特別支援教育就学審議会委員の委嘱について及び議第２号、松江市社会教育委員の委嘱についての公開・非公開の取扱いについてお諮りをする。

なお、会議規則第２条第１項ただし書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席した教育長及び委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第１号及び議第２号は、いずれも人事に関する案件であるため、会議を非公開として開催をしたいと考えている。

なお、会議規則第２条第２項により、この発議については討論を行わずにその可否を決することとなっている。公開・非公開の取扱いについて、案件ごとにそれぞれお諮りする。

最初に、議第１号について、非公開の取扱いとすることに御異議はないか。

……………異議なし……………

御異議がないため、議第１号については非公開での審議とさせていただく。

次に、議第２号については、非公開の取扱いとすることに御異議はないか。

……………異議なし……………

御異議がないため、議第２号についても非公開での審議とさせていただく。

この決定により、教育委員会会議を一旦閉じたあとに、引き続き非公開で会議を開催し、議第１号及び議第２号について審議を行うため、委員の皆様はよろしく願います。

それでは、審議を始めたいと思う。本日の会議は、報告案件が 4 件、議案が 2 件、その他報告案件が 1 件となっている。

2 会議録の確認（令和 7 年度第 14 回）

……………修正なし……………

3 会議録署名者の指名（大谷委員、原田委員）

4 報告【3 件】

○青木教育長

それでは、事務局から説明をお願いする。

【報告第 1 号 令和 7 年度小学校、中学校及び義務教育学校における校内事故の発生状況について】

○福島学校教育課長

議案集は 3 ページ以降を御覧いただきたい。

学校内において児童生徒が体調不良やけがをした場合、特に緊急搬送をした事案や事後に配慮する必要があるような事案については、速やかに学校教育課に一報を入れてもらうよう各校をお願いをしている。

これらのうち、児童生徒の生命に関わる場合、入院が長期となるような場合、そして事故直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合などは、事故報告書の提出を求めている。

また、特に食物アレルギーに関しての報告については、学校給食に関連する事案は学校給食課で、学校給食以外の食を伴う活動は学校教育課への報告を求めている。

それでは、4 ページを御覧いただきたい。

最初に学校教育課から報告する。令和 7 年度は、学校教育課への事故報告書提出は中学校で 1 件あった。

2 には、事故の概要を分類して示している。中学校の事故は、中学 1 年生の野球部員が、休日の練習試合中に熱中症が疑われる症状を呈し、救急搬送した事案である。

当該生徒は投手として 2 試合連続で出場し、2 試合目の途中から送球が乱れるなど

の異変が見られた。顧問が確認したところ、頭痛を訴えたため直ちに交代させ、日陰での水分補給や冷却を行ったが、症状は改善せず、気分不良や手の痙攣も出現した。

このため、保護者や教職員と連携して保健室へ移動し、重点的に冷却したが、回復が見られなかったため、救急車を要請し病院へ搬送したものである。

気温が急上昇する中で、WBGT の測定をしていないなど環境確認が不十分な中、暑熱順化が整っていない状態で生徒を連続して登板させたことに加え、体調の変化を早期に把握できなかったことが今回の熱中症発症の要因と考えられる。体調不良時の対応体制にも改善の余地があると認識している。

市教委としては、熱中症の未然防止に向け、今後も継続して学校への指導を徹底していく必要がある。

学校教育課からの報告は以上である。

○村松学校給食課長

続いて、学校給食課から御報告をする。先の説明でもあったとおり、学校給食における食物アレルギーの発生の報告は、すべて学校給食課へ報告をいただいている。

議案の 5 ページをお願いする。3 の学校給食における食物アレルギー事例報告件数は、小学校 3 件、中学校 3 件、合計 6 件であった。

4 には、アレルギー事案の概要を示している。詳細を御説明する。

まず、重症事例は、救急車による緊急搬送、また、エピペンを使用した事案である。昨年度は 2 件あった。

1 件目は、小学校において詳細な献立で対応している乳アレルギーの児童が誤って牛乳クリームスープを喫食してしまい、目の周りの赤みやかゆみ、喉の違和感などの症状が発生した。その後、保護者に迎えを依頼し自宅へ連れ帰ったあと、主治医に相談したところ、すぐに受診するよう指示があったため、救急車にて搬送された事案である。

この件については、確認が不足して起きた事案であるため、今事案を踏まえて本人、保護者、学校で確認を徹底することとしている。

続いて、2 件目であるが、こちらも小学校において詳細な献立で乳アレルギーの対応をしている児童であった。誤ってミルクおからを喫食してしまい、顔の赤み、喉の違和感、呼吸が荒いなどの症状が出たため、その後エピペンを使用し緊急搬送された

事案である。

この件についても確認が不足して起きた事案であるため、今後、本人、保護者、学校で確認を徹底することとしている。

次に、要手当事案である。こちらは緊急搬送はしていないが、服用したり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼした事案である。昨年は同じく2件あった。

1件目については、中学校において詳細な献立で乳アレルギーの対応をした生徒であった。喫食後、おかずの中に入っていたチーズ片を2粒食べてしまったと本人から報告があり判明した事案である。

判明後は、保健室にて体調の急変がないか経過を観察していたが、舌にピリピリする症状が出ていると保護者に連絡をしたところ、服用までは不要と保護者からの連絡を受けたため経過観察を続けていた。その後、症状は回復をした。

この件についても確認が不足して起きた事案であるため、今後、本人、保護者、学校と確認を徹底することとした。

続いて、2件目であるが、中学校においてしじみ汁を喫食した後、5時間目の体育でシャトルランを行ったあとに目のかゆみが出たため、保健室にて経過を観察した事案である。

来室後、首・顔に蕁麻疹の赤み、目の下の腫れを見受けられたが、安静して経過を観察した。その後、症状の改善が見られ、本人は自分で下校をしている。

この生徒は、えび・かに・いか・あさりなど、魚介類の複数のアレルギーがあり、詳細な献立で対応していたが、今回の原因となるしじみの申し出がなかった。

元々しじみ汁を提供する機会が年間で数回しかないということも踏まえ、今後の対応については、用心をしながら喫食をするという形で対応をとっている。

続いて、未然事案であるが、今回は2件あった。配膳の誤り等で健康被害がなかったものである。

教育委員会としては、今後も学校と情報共有を密に行うとともに、未然防止や初動対応の徹底、再発防止など、体制を強化し、適切な危機管理対応を推進してまいる。

学校給食課からは以上である。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○原田委員

休日の部活動だったというところだが、これから地域移行になるというところで、教育委員会でも準備をされていると思う。今回は学校の先生ということだと思うが、そうすると、学校の保健室が使えるという流れがしっかりとなっていると思うため、救急車は呼んでいるが、対処は上手くいっていると思う。

地域移行し、部外の先生が対応するときに、スムーズに行くのかが少し怖いと感じ、地域移行の際にはそういうところもしっかりとやっていかないといけないと思ったため、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

給食は、乳アレルギーのところ、牛乳シチューとミルクおからとなったら、まず取らないのではないかとってしてしまうのだが、そこがどうしてそうなったのか。確認が足りなかったというところで、その確認というのがどこどこの確認なのかを詳しく教えていただけるか。

○村松学校給食課長

乳アレルギーの方であるため、当然本人と保護者がまず家庭で確認をされる。今回の事案については、元々対応食ということで、給食センターで除去をしたり、代替の給食を提供するという施設が提供していないところで、詳細な献立といって、アレルギーが明記された詳しい献立を配付して、保護者の皆様、あるいは生徒、児童が確認して当日を迎えるという形で対応をしていた。

当然、その日の献立については、担任あるいはこども本人が朝の段階や給食の配食前で確認をして配食をすべきものだという形で対応していただいているが、給食の準備になると、色々とざわついたりとか、そういったところで確認が疎かになって配食をしてしまったという形が多いだろうと認識をしている。学校によって色々な取り組みがあると思うが、配食前に今一度、対応されるこどもと担任が話をされたり、確認をとっていただいたりするところで防止を図ってまいっているところである。

以上である。

○原田委員

そうすると、多分慣れてきたぐらいで起こることなのかというようにも思うため、みなさんと情報を共有して、ないようにしていただきたいと思う。

○青木教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

先ほどの原田委員に関連してであるが、いつも給食時に指導しておられる担任の先生は状況を把握することができて対応できると思うが、給食時に担任が不在のときも含めて、連絡・共有をお願いしたいと思う。未然にできるだけ対応していただければと思う。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【報告第 2 号 令和 7 年度松江市特別支援教育就学審議会審議結果及び就学先について】

○森山発達・教育相談支援センター所長

それでは、議案集の 6 ページを御覧いただきたい。

まず、1 の開催結果についてである。昨年度の審議会開催回数は、6 月から 3 月まで全 10 回で、計 199 件の審議と 13 件の持ち回り審議を行った。13 件の持ち回り審議は、10 件の松江市への転入と 3 件の児童相談所措置によるもので、いずれも審議会委員の了承を得て持ち回りとしたものである。

次に、2 の審議件数についてである。合計は 212 件であった。ちなみに令和 6 年度は 221 件であった。

続いて、3 の審議結果についてであるが、(1) は、判断結果と実際の就学先を表に示している。

まず、1 段目は、就学審議の判断が通常の学級とされたケースで、全 10 件である。

実際の就学先もすべて通常の学級であった。したがって、10 件すべてが特別支援学級から通常の学級に在籍を移動するものであった。

2 段目である。就学審議会の判断が特別支援学級とされたケースは全部で 167 件。そのうち、判断どおり特別支援学級に就学したケースが 164 件である。実際の就学先が判断と異なり、通常の学級に就学したケースが 3 件あった。

同じように 3 段目に入る。特別支援学校と判断されたケースは全部で 35 件である。そのうち、判断どおり特別支援学校に就学したケースが 32 件、実際の就学先が判断と異なり、特別支援学級に就学したケースが 3 件であった。

令和 7 年度審議の判断と実際の就学先が異なったケースの合計は 6 件で、これは全体の 2.8%に該当する。ちなみに昨年度は 3.6%であった。

なお、審議会の判断と異なったケースについては、状況をその後も随時把握するとともに、継続的な相談を実施するようにしている。

続いて、(2) 審議数等の推移についてである。議案集の 7 ページを御覧いただきたい。

上の棒グラフは、令和元年度から令和 7 年度までの審議数の推移を示している。その下の表は、令和元年度から令和 7 年度までの審議会の判断と実際の就学先を示したものである。

3 段目のグラフは、年度ごとに幼児・児童・生徒別の審議数を示している。近年の傾向としては、児童の審議件数が減り、幼児の審議件数が増えているという状況になっている。

幼児の審議件数が増加しているのは、特別支援教育に対して保護者の理解も進んでいることや、幼児期から支援を受けている幼児が多くなっていることなどが主な要因だと考えている。その影響を受けて、幼児期の審議件数が増えたということに対して児童の審議件数が減ったというように考えている。

そして、一番下のグラフは、実際の就学先の状況を表している。全体的な概況としては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の割合は、こどもの総数が減っている状況に対して減少傾向というようには言えないため、依然として高止まり状態というような概況が言えると思う。

以上で報告を終わる。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○塩川委員

2点についてお伺いしたい。

審議会の結果と就学先が異なるケースがそれぞれあったが、そういうケースの場合には、例えば特別支援学級の審議結果が出た場合、通常学級に3名、特別支援学校の結果が出たこどもが特別支援学級3件という報告があった。そういうこどもについてはフォローを続けていくということだが、学校の体制として、小学校のにこサポや介助員や支援員など特別な配置があるかということが1点。

もう1点は、対象の児童生徒は、入学時に多い傾向があるかどうかを教えていただきたいと思う。よろしくお願いします。

○森山発達・教育相談支援センター所長

まず、御質問の1つ目の実際の判断と異なるこどもの場合、通常の学級に入った場合、介助員や支援員等の配置があるかという点、そういった配置はない。ただし、担任等を中心に、こどもの状況は逐次把握し、学校の中で色々な会議で共有して、必要なサポート、支援ができるようにしている。

実際、2つ目の御質問に関することだが、実際の審議会の判断内容と異なるケースが令和6年は全部で8件あった。そのうち令和7年度に就学先を変更する、通常の学級から自情学級や知的学級に変更するという内容が5件あった。

そのため、実際、小学校に入学されるときには、通常の学級でやってみようというような判断で行かれたのだが、1年間を通して取り組まれたら、やはり審議会の決定と就学先が合っているのではないかというようなことで、実際、令和8年度から変更されたというのが5件ある。

○川上副教育長

今の件について、私から少し補足をさせていただく。

まず、就学審議会での判断と異なる選択をされた児童生徒及び保護者がいらっしゃるわけだが、だからといって、その子のためだけに支援員やにこにこサポートティー

チャーを付けるという仕組みにはなっていない。特別支援学級であれば8人が最大人数だが、7人、8人の辺りが特別支援学級用におけるにこにこサポートティーチャーの配置要件、それに漏れたところで多人数学級のところに市が支援員を充てているということである。

そのため、例えば、先ほどの通常学級を選んだこの3名については、その学校に通常のにこにこサポートティーチャーが配置されていれば、その中でフォローをしていくということ。あるいは、その学級に特別支援教育支援員が配置されていれば、その中でフォローをしていくということになる。特別支援学級の場合、特別支援学級を選択したこどもが在籍する特別支援学級が、たまたま大人数であった場合、特別支援教育介助員等のフォローの対象になっていくということである。

以上である。

○塩川委員

特に年度当初の、4月、5月、6月辺りのところ、なかなか正式に配置というのは難しいとは思いますが、学校を挙げての支援体制をよろしくお願ひしたいと思う。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

○大谷委員

この就学審議会が年10回行われていて、ほぼ毎月行われていると思うが、これは平均的に大体同じぐらいの人数なのか、入学を前にして増えてくる傾向があるかどうかを1つ教えていただきたい。

先ほど御説明いただいた中に、小学校は減少傾向にあるが、幼稚園が増えているというお話をいただいたのだが、そうすると、幼稚園で少し人員配置が変わってくるといふことがあるのかというところを少し教えていただけたらと思う。

○森山発達・教育相談支援センター所長

審議会の開催件数の推移というか、その時期によるものだが、次の年度に近い、11

月、12月、1月辺りから審議件数が増えてくる。次年度を見据えてというようなところで、やはりそのような傾向がある。

それから、2つ目のことであるが、もう一度御説明いただけるか。

○大谷委員

審議の7ページの下から2つ目のグラフを見せていただいたときに、対象児童数は減っているが、幼児が増えている。先ほどそういう説明もあったと思うが、そうすると、幼稚園に支援がいるこどもが増えてきているという理解でよろしいのか。その場合は、そういう対応ができる幼稚園の先生や保育者が増えつつあるということになるのか。その辺りを伺いたかった。

○森山発達・教育相談支援センター所長

先ほどの御質問についてであるが、対象のこどもが増えているということではなく、特別支援教育に対する職員や保護者の理解が進んでいる。それから特別支援のコーディネーターなどもしっかり研修などをして、職員の理解と併せて保護者の理解も進んでいるということから件数が増えてきている。視野が広がったというか、これまで支援が及んでいなかったというか、行き届かなかったところまで目が届くようになったり、こどもが小さいときから健診等で確認されるようになったというようなことが件数に影響しているのではないかと思っている。

以上である。

○川上副教育長

今の件についても、私から少し補足をさせていただく。

まず、開催回数の最初の御質問であるが、先ほど森山所長からあった就学が近くなってきたときに増えていくということはある。これには、ただ就学が近くなったということだけではなくて、学校や保護者が相談期間に間がないということで、ギリギリのところまで相談がかかるというケースがあり、どうしてもあとにズレてくる状況がある。

特別支援学校に入学する可能性があるこどもは、今度は県立の学校になるため、市から県への事務手続上の締め切りがある。小学校から中学校、小学校で特別支援学級

に在籍しているこどもが中学校でどういう学びの場を選択するのかということには必ず審議をする。この場合は何月までにというように、ある程度そういうカテゴリー分けした上で、先ほど申し上げた就学が近づいて増えてくるといようなこともあるため、平均してできるということはない。就学審議委員のみなさんに御負担をかけているというのが実情である。

幼児教育施設については、先ほど所長が申し上げた保護者、保育士、幼稚園の教諭の理解が進んできているのは確かにそうである。保護者の中にも早目に手厚くしてもらって、だんだん支援を離していく方法が良いという理解をされる方が増えつつある。

そのため、幼児教育施設の中には、そういうこどもの人数に応じて加配の職員等を配置するというような取り組みもしている。大きく違うのが、小学校以降、例えばにこにこサポートティーチャーは、どんなに学級数があっても通常の学級については学校に1名。しかし、幼児教育施設は、その子に対しての支援員が付くということもある。その点において、幼小の違いがあるということのも現実で、そこを幼小で連携しながら準備を進めて入学を迎えていくということになっている。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【報告第3号 松江市小学校・中学校・義務教育学校・高等学校施設長寿命化計画の改定について】

○加納教育総務課長

議案が8ページからとなっている。説明は、9ページから概要版を載せているため、こちらでさせていただきたいと思う。また、別冊で計画書もお配りをしているため、また参考に御覧いただきたいと思う。

それでは、9ページの概要版をお願いする。

本市の市立学校の長寿命化計画は、改築や大規模改造などの国の交付金事業において計画の策定が必須になったことから、令和3年3月に策定をしたものとなっている。

計画期間は、2のところに記載をしているが、令和3年度から42年度の40年間となっているが、5年ごとに検証をして見直すこととしていることから、このたび計画策定から5年となる令和8年3月に見直しを行ったものである。見直しを行った部分を含め、計画の概要について御説明をさせていただきたいと思う。

この計画は、1に目的を記載しているが、学校施設を長く安全に使い続けるために、整備の方向性を長期的に示すものとなっている。維持管理の費用を抑えながら、子どもたちが将来にわたって良い教育環境で学べるようにすることを目的としたものである。

対象施設は3に記載をしている。今回の見直しに併せ、女子校も含めた計画としている。

松江市が保有している学校施設については、4に記載をしている。松江市の学校施設の全体保有量は、延床面積では30.7万㎡で、その4割が昭和56年以前に建築されたものとなっている。下の表のところで、築30年以上という欄があるが、ここを見ただけだと、30年以上経っているものが延べ床面積でいうと68%程度となっているところである。

次に、整備の基本的な方針についてである。概要版の右側のところの5を御覧いただきたい。こちらに4つの基本方針を記載している。この方針については、計画策定時から変更はない。

本計画の策定前は、建築後50年から60年での改築・建替えを前提として、建物の劣化が進んだ段階で大規模な改修を行う方針としていたものを、本計画策定後は、外壁改修などの保全的な予防改修と躯体の改修などの長寿命化改修により、可能な限り長期間にわたり利用できるよう改修等を行っていくものである。

具体例となるが、6の右の図のほうを御覧いただきたいと思う。建築後、まず20年以上40年未満の建物を対象に予防改修を実施する。そして、築40年以上で今後30年以上使用する予定の建物を対象に長寿命化改修を実施する。この長寿命化改修から20年以上の建物を対象に予防改修を行っていくものである。この予防改修を最後に、次は建替えを行うというような計画としている。

次に、議案の10ページのほうをお願いする。7のところに整備コストの比較を記載している。こちらに記載している数値は、文科省が策定している学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書というものがあり、それに基づいて20年周期で予防改修、40

年で長寿命化改修を実施したという仮定をして試算すると、40年間で学校施設の改修等で見込まれるコストは2,238億円となっており、50年から60年で建替えをする従来型と比較をすると、198億円の低減が見込まれるという試算となっている。

次に、長寿命化改修の優先順位付けになるが、資料の右側のほうの8を御覧いただきたいと思う。建築年度の古さや劣化状況などの健全度、過去の改修状況を基本順序として、また、従前の整備計画や事業計画の難易度の調整順序により順序を決めていくこととしている。

この長寿命化改修については、松江市として初めて取り組んだ揖屋小学校の工事が令和7年度に完了した。今年度は、この揖屋小学校の長寿命化改修工事の検証をまず行っていきたいと思っている。

そして、今後も、8に記載をしている優先順位の考え方に基づいて整備を進めていきたいと考えている。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○金津委員

この別冊の学校施設の長寿命化計画を見せていただいたが、劣化状況が載っており、CとかDとかの判定が非常に多く、これだけ老朽化していればそうなるなという感じがする。その中で、今回の中東情勢のこともあり、外壁塗装関係の工事は延期されるというような情報も入っているが、先ほど御説明していただいたとおり、長期的な維持管理コストを下げ、建物をしっかり長持ちさせるためにも予防保全に努めていただければと思う。

○加納教育総務課長

今年度のように計画を見直しているため、具体的な優先順位等も今年度は検討を改めてしていきたいと思っている。

○青木教育長

ほかにあるか。

○原田委員

この計画の本書の中の 23 ページとかを見せてもらっているが、保護者の中では体育館や体育館のトイレをどうにかしてほしいという話がよく出る。部屋全体に臭いがかもっており、そういったところを劣化と見るのかどうかというところを少し見ていただいて、そこはどのように入ってくるのかというのを教えてもらっても良いか。

○加納教育総務課長

トイレ改修については、様々なところで御意見もいただいている。大規模改修以外のところでは、体育館だけではなく、優先順位をつけて校舎のトイレ改修にも順次取り組んでいるところである。

ただし、大規模改修があるところについては、どうしても補助金の関係や、その大規模改修に併せて実施することのほうが財政的にも工事的にも効率が良いというところで、併せたところで実施をしていきたいと考えているところである。

○原田委員

承知した。体育館の空調の部分がこれから進んでいくと思うが、それもこの計画に入ってくるのか。

○加納教育総務課長

体育館の空調については、この大規模改修の補助メニューとは別に、令和 15 年度までの特別な交付金が準備をされているため、この計画とは別に計画立てて進めたいと考えている。

○青木教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

長期にわたる計画ということで大変だと思うが、学校や住民の方にとって、校舎や

学校関係の施設は非常に関心があることではないかと思う。どこの学校もかなり老朽化しており、いつ改修が始まるのかということをたくさん聞くが、この計画についてはホームページでアップされるということか。具体的なことは長期にわたるため難しいと思うが、先ほど概要版を説明していただいたようなことについて各学校に周知する機会があるのか。

できるだけ見通しだけでもお伝えをする機会があると少し安心されるのではないかと思う。よろしくお願いします。

○加納教育総務課長

この計画については、令和 3 年度に策定したものも含め、ホームページ等で公開をさせていただいているが、この計画については今まで学校に特別に説明をするような機会がなかったため、また今後検討していきたいと思う。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【報告第 4 号 「松江市教育委員会 生成 AI 利用規約」の施行について】

○福島学校教育課長

お配りしている資料に規約を掲載しているため、12 ページを御覧いただきたい。

市内の学校における生成 AI の適切かつ効果的な利活用を促進するため、松江市教育委員会生成 AI 利用規約を令和 8 年 3 月 31 日付で施行した。

この規約は、生成 AI の適切かつ効果的な利活用を促進し、こどもたちの学びを豊かにすること、そして学校運営の効率化を図ることを目的としている。

教職員が行う校務とこどもたちの学習の双方におけるルールを定め活用推進をするもので、内容は大きく 3 つの章と 12 の条文に分かれている。順に説明させていただく。

まず、第 1 章の総則についてである。第 2 条にある基本的な考え方は、文部科学省のガイドラインに準拠したものである。

内容としては、生成 AI はあくまで道具であり、最終的な判断と責任は人間が持つという原則を教職員と児童生徒の双方が共有することが重要であることなどを明記している。

第 3 条では、安全な利用を担保するため、利用できるサービスを教育委員会が契約しているものに限定し、教育委員会が付与したアカウントでの利用を原則としている。これは、生成 AI に入力した情報が AI の学習にも使用されているというリスクに対する措置である。児童生徒が入力した情報が思わぬ形で AI に使用されることを防ぐため、学習されない措置が取られたサービスを教育委員会が契約し、使用を許可することとしている。

続いて、第 2 章である。こちらは利活用の場面と留意事項について定めている。

第 5 条では、利活用の場面について、校務と学習それぞれで具体的に示している。また、より詳細な具体例が文部科学省のガイドラインで示されているため、そちらも参考にしながら活用していくものとしている。

14 ページになるが、第 6 条と第 7 条では禁止事項や留意事項を示している。校務・学習のいずれにおいても、氏名や住所、成績、テストの回答といった個人情報や非公開情報を入力することは厳に禁止する。

また、レポートや感想文などを自分自身の思考を伴わずに AI に丸投げして作成させることも認めていない。このように具体的に禁止及び留意事項を明記し、適切な使い方を促している。

第 3 章では、管理・監督体制についてである。教育委員会は、教職員が円滑に指導を行えるよう継続的な研修を実施し、リテラシーの向上を支援する。もし重大なセキュリティ上のリスクなどが確認された場合には、第 11 条に基づき、直ちにサービスの利用停止を指示する措置を講じる。

なお、規約に関する疑問や相談の窓口は、第 12 条のとおり学校教育課となる。

最後に、資料の 17 ページを御覧いただきたい。こちらに教育委員会が契約し、使用を認めている生成 AI サービスを示している。現状利用できるサービスは記載の 4 つである。いずれも教育委員会が付与したアカウントで利用することで、入力した情報が AI に学習されない設定であることを確認している。

以上が今回施行した規約の内容報告となる。生成 AI が社会に浸透していく中で、それを適切に使いこなす力を育てることは、これからの教育において欠かせない視点

である。本規約を遵守し、また、必要があれば都度内容を見直し、リスクを適切に管理しながら生成 AI の活用を進めてまいりたいと考えている。

説明は以上となる。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○金津委員

私も会社でセキュリティとか色々なレベルの関係で Gemini を使用しているが、ChatGPT とか色々ある中で、その選定理由は何なのか。セキュリティの観点と想像しているが、一応選定理由をお聞きしたい。

○石倉 ICT 教育推進係長

御質問の選定理由であるが、まさしくセキュリティの観点からとなる。本来生成 AI は、質問や回答を学習し他所で利用する可能性がある。

御存知のとおり本市では児童生徒の 1 人 1 台端末を Chromebook に変えている。その中で Google の有償ライセンスを契約して取得している。この有償ライセンスを契約することで Google のサービスである Gemini、Notebook LM という生成 AI が質問や回答を他所で使用しない教育版として使えるということでこちらを選定しているということになる。

同じく Copilot のほうは、教員が、Microsoft の Office 系のソフトを使う上で有償ライセンスを取得して契約しており、そちらも同じように教育版ということになっているため使っている。

最後に、Canva というものは、有償ではないが、申請をすることで有償ライセンスと同じ機能が無償となる教育版が使える。その中には同じように学習されないというような情報が謳ってあるため、使わせていただくということになっている。

以上である。

○金津委員

私が会社で選んでいる理由とほぼ同じだったが、学校で使うものは問題ないと思う

が、こどもたちは自分のスマホや家の PC 等で使ったりしていくと思うため、その AI リテラシーを高めるような教育もしてもらいながら、学校で生徒も先生方も含めて有効活用で色々な効率を上げていただければと思う。

○青木教育長

ほかにあるか。

○原田委員

この Gemini とか Notebook LM は、生徒の Chromebook の中にはもう入っていて、既に使える状態という認識でよろしいか。

○石倉 ICT 教育推進係長

使える状況にはあるが、実際は、今はまだ Chromebook で立ち上げたときに、メニューの中に表示させない措置をしている。3 月に出したばかりで、まさに学校に説明をしている最中であるため、校務のほうでは先生方に使っていて、学習のほうでは説明をしてからと思っている。各校への説明とメニュー表示は同時にする予定で進めているところである。

○原田委員

こどもたちはどんどん使っていくと思うが、それに親がついていけない状況になるのではないかというように思っている。PTA の連合会とも協力しながら、親も一緒に啓発するような研修会のようなものが受けられると良いと思う。

○石倉 ICT 教育推進係長

御意見のところであるが、保護者への説明も重要だと思っている。まずはメニューに表示させるというところで、今回定めた規約にも保護者の同意を得ることとなっているため、通知を出す予定である。

こどもたちが今使っている 1 人 1 台端末の使用の決まりのルールブックがある。これは保護者にもホームページ等で公開して見ていただいているものであるが、こちらでも生成 AI に関する項目を追記して更新して公開しようと思っているため、そちらも

御覧いただきたいというような周知をさせていただこうと思っている。

以上である。

○原田委員

少し外れるが、こどもが Chromebook を家に持って帰るにあたって、Youtube ばかりみていて困るという話を聞いた。その辺りは制限をかけたり、閲覧した分は教育委員会で見られるというような形でけん制していたのだが、今どういう状況になっているのかを教えてもらっても良いか。

○石倉 ICT 教育推進係長

御意見のとおり、Youtube は制限がないわけではないが、時間とか、そういったところに制限はかけていない。ある程度年齢制限をかけているため、未成年が見るようなものでないコンテンツというのが出てこないようにはしてあるが、時間等に制限をかけていない。そういった御意見がこちらに回ってくることもあるが、学習で Youtube を使うこともあるため、状況を見て学校の先生方と相談をしながら、今のところは時間制限をしないというところになっている。それは今後検討していくものだと思っているため、意見をお聞きしながら、常に意識して努めてまいりたいと思っているところである。

○原田委員

こどもの意識の問題だと思うため、保護者としてもその辺りのルールづくりをしっかりしたいと思う。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

5 議事

○青木教育長

次に、議事の議第 1 号及び第 2 号については、会議の冒頭に決定したとおり、後ほど非公開での審議とする。

6 その他報告

○青木教育長

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告（1） 松江市いじめ問題対策連絡協議会委員の改選について】

○玉木生徒指導推進室長

議案集の 20 ページを御覧いただきたい。

本案件、松江市いじめ問題対策連絡協議会委員は、人事案件ではあるが、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則に該当しない、議決を要しない事務となる。

また、市長、事務局が所管する事務にはなるが、教育委員会に密接に関係する事項になるため、その他報告という形で御報告をさせていただく。

議案集の 22 ページを御覧いただきたい。

この協議会は、いじめ防止対策推進法に基づき、松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第 2 条に定められているものである。

任期は 1 年。市長が委嘱し、毎年度改選される協議委員となる。

21 ページを御覧いただきたい。新旧対照表を載せている。今年度新たに委嘱するのは 4 名の方である。資料の中で朱書きにしている方になる。ほか 15 名については再任の方となる。

報告は以上となる。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○塩川委員

こういう連絡協議会には委員長がおられると思うが、どなたが委員長をしておられるか。公表できるものであれば、伺いたい。

○玉木生徒指導推進室長

この会の会長は、例年、新旧の新的下段から 6 番目、島根大学の高橋先生に会長をお願いしているということになっている。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和 8 年度第 2 回教育委員会会議】

日時：令和 8 年 6 月 3 日（火） 10：00～

場所：松江市役所 教育委員会室

8 その他

○青木教育長

事務局から何かあるか。

○加納教育総務課長

お手元の資料のうち、不要な資料は机の上に置いておいていただければと思う。お願いします。

先ほど教育委員会会議の場所をお伝えしたが、4 月から場所が変更になっている。具体的な場所については通知に合わせてお知らせをさせていただくため、お願いします。

○青木教育長

それでは、ここで委員会を一旦閉会し、冒頭決定したように非公開での審議に切り替える。関係者以外の方は御退席をお願いします。

以下は人事案件であるため、会議時点では非公開であったが、任命及び委嘱を行い、任期が開始しているため、会議録は公開する。

○青木教育長

それでは、非公開で委員会を再開する。

5 議事【議案 2 件】

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 1 号 松江市特別支援教育就学審議会委員の委嘱について】

○森山発達・教育相談支援センター所長

本審議会は松江市条例第 131 号で定められており、このたびは 4 名の委員の異動及び辞職による改選に伴うものである。

別冊の資料、その右上に議第 1 号別紙と記載してあるページを御覧いただけるか。そちらに新しく委嘱する委員の表が一覧として掲載している。その中に氏名、分野、所属、職名及び新任・再任の別を示している。

この新しい委員の任期については、前任の委員の在任期間として、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとしている。

その次のページになる。2 ページ目に、委員委嘱の新旧対照表を資料として載せさせていただいている。黄色の色分けがしてあるかと思う。

ちなみに補足であるが、10 番の松江第四中学校の教員の森脇先生以外の 3 名は、それぞれの役職に伴う充て職である。森脇先生は、特別支援教育卒の教員採用で採用され、現在、通級指導なども行っておられ、今後も専門性を生かして力量を高めていただき、市内の特別支援教育を引っ張っていただきたいという思いから事務局で選出をして、学校長から承認をいただいている。

なお、補足であるが、17 番の妹尾先生、松江養護学校教諭の方であるが、昨年度まで松江緑が丘養護学校で勤務されており、委員をやっておられた。引き続き、学校は異動されても委員を続けるという形であるが、勤務校が変わったために新任と表記している。

説明は以上である。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りする。議第 1 号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 1 号は承認をされた。

【議第 2 号 松江市社会教育委員の委嘱について】

○岸本生涯学習課長

議案集の 19 ページをお願いします。

社会教育委員は、社会教育法第 15 条に基づき設置される委員で、本市の条例により学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方や学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとしている。

選出団体の人事異動による会長の交代に伴い、中学校長会から社会教育委員の推薦書が提出されたため、前委員の残任期間について委嘱することをお諮りするものである。

お配りしている別紙の委員名簿をお願いします。このたび新たに委嘱する委員は、右側の表に網かけをしている青山求様である。

任期は本日、令和 8 年 4 月 28 日から、前任委員の残任期間である令和 9 年 6 月 30 日までである。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りする。議第 2 号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 2 号は承認をされた。

ここで 5 月 20 日をもって 2 期 8 年にわたる教育委員の任期を満了される金津委員から御挨拶を頂戴したいと思う。よろしくをお願いします。

○金津委員

退任にあたり、一言御挨拶を申し上げる。

私はちょうど8年前に若手経済人枠ということで、そういう視点を生かしてもらいたいということで教育委員になってもらえないかというお話をいただいたが、いつの間にか一番古株となってしまう、若手経済人とも言えないため、このたび退任すべきと考えた。

後任の方は、まさに若手経済人の方で、非常に良く知っていたすばらしい方であるため、本当に良かったと思っている。多分、新鮮な感じになるのではないかと考えている。

委員を務めさせていただいた8年間というのは、多くの学校を訪問させていただき、こどもたちの生き生きとした姿や、先生方の熱意溢れる取り組みなどを直接拝見してきた。

また、一方で、不登校やいじめ、先生方の労働環境といった、教育現場が抱える課題を目の当たりにして、教育委員会や学校現場の皆様の御苦勞、また、その重責も重く認識する日々であった。しかし、何度か市町村協議会に参加させていただいた中で、松江市の取り組みをお話しさせていただくと、非常に高く評価されることが多々あり、私自身非常に誇らしく心強く感じた。

委員だからこそ参加できたはたちの集いや少年の主張、ふるさと教育、そういうことも含めて、何ものにも代えがたい貴重な経験をさせていただいたと思っている。

委員として勤める中で改めて確信したことは、教育ほど重要なものはないということで、こどもは地域の宝であり、教育は形のないインフラとも言えるし、未来への投資そのものではないかと思っている。

世の中がどれほど変わっても、こどもたちがしっかり自分で考える力を身に付けていただきたいし、心の豊かさを育てていただきたい。そういう教育であってほしいと思っている。

微力ゆえ、どれほどお役に立てたか分からないが、皆様に支えていただき、充実した8年間を過ごすことができた。これまでの温かい御指導、御厚情に心より感謝申し上げます。

○青木教育長

金津委員には、これまで大変貴重な御意見をいただき、今日はまたありがたいお言葉も頂戴した。長い間お世話になった。

9 閉会宣言（青木教育長）

それでは、以上をもって、令和8年度第1回教育委員会会議を終了とさせていただきます。